

SNS の著作権

甲南大学法科大学院教授 板倉 集一

1 はじめに

SNS (Social Networking Service) における著作権法上の問題について解説する¹⁾。

SNS とは、社会的ネットワークが構築できるサービスやウェブサイトのことであるが、その範疇は明確ではなく、電子掲示板やメーリングリストを含めて理解することもある。代表的なものとして Twitter (2006年)、LINE (2011年)、facebook (2004年)、instagram (2010年) TikTok (2016年) 等がある。このような SNS における他人の著作物の利用においてどのような著作権法上の問題が発生しているのか。SNS は、後述するごとく、わが国においても利用者数が相当数に昇るネットワークサービスであるが、どのような点に気をつけて著作物を利用すればよいかについて解説・検討をするものである。

SNS 上では、著作物の無断利用がなされたとき、無断利用した者が特定できないときがある。このようなときに著作物を無断で掲載していたサーバーを有する SNS の運営者に対してメールアドレス等の発信者情報の開示を請求することができる。プロバイダー責任制限法 (ISP 責任法) による発信者情

報開示請求 (5条1項) である。SNS 上での著作物の利用は利用者が誰か不明な場合も多いため発信者情報の開示請求を伴う訴訟もかなり見受けられるが、著作権法について検討を行うため ISP 責任法については触れないこととし、本稿の射程外に置くこととする。

2 SNS の概要

わが国においても相当数の利用者がある SNS であるが、先に触れたように登場したのはそれほど古い話ではなくモバイルの活用とブロードバンド化 (通信速度の高速化、ADSL、CATV や光ファイバー等) の進展に伴ってである。

まず、ICT (Information and Communication Technology: 情報通信) 全体の変遷²⁾ 状況を見ておくこととしよう。

1 過去50年間の情報通信分野の動向³⁾

アウトラインだけ示すと、おおよそ次のような状況である。

- ① 1995-2005 インターネットと携帯電話の普及⁴⁾
- ② 2000年: 移動電話サービスの契約者数が固定

1) 本稿は、2022年11月19日に「情報ネットワークと著作権」の一環で「SNSと著作権」と題して行った甲南大学公開講座における講演を基にして加筆したものであり、詳細な考察を加えたものではないことをお断りしておく。なお、当日講演の際に使用した図表類は省略している。

2) 総務省『令和4年情報通信に関する現状報告』(令和4年版情報通信白書) 情報通信白書刊行から50年—ICTとデジタル経済の変遷—(総務省、2022年7月)(以下、『情報通信白書』という) <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/html/XXXXXX.html>。以下の記述も本書に負うている。

3) 前掲・情報通信白書6頁。

4) インターネットが一般家庭にも急速に普及・写真等画像も閲覧可能となり、インターネットを用いた新たなビジネス(例:ECモール、ポータルサイト)が拡大した。

電話サービスの契約者数を上回る

- ③2003年：地上デジタル放送開始
- ④2005年：ブロードバンド化とモバイル活用の拡大（～2015年）➡SNSの普及⁵⁾
- ⑤2008年：iPhone発売。スマートフォン普及。

SNS、地図、検索等のアプリケーションサービス等のモバイル端末の利用拡大⁶⁾。その結果、スマートフォンは、国民生活に不可欠な社会・経済のインフラとして発展していくこととなる。

2 今後の日本社会における ICT の展望

情報通信白書によると、生産年齢人口が2030年には6875万人に減少する見込みであること、そのためICT活用による労働生産性の向上が期待されている。日本のICT産業は、2020年に情報通信産業の名目GDP51兆円であり、電気通信事業は、2020年に売上高15兆2405億円（前年比2.5%増）であるが、新型コロナウイルス感染症による感染拡大で日本のインターネット上のトラフィック（ネット回線でやり取りされる情報通信に係るパケット量）の急速な増加が見られる。

電波の利用状況を見ると、日本の無線局数は、2010年度末（1億2,099万局）、2020年度末（2億7,711万局）で2.3倍に増加しており、5G基盤展開率16.5%、5G基地局数2.1万局存在している。

このような状況の中で、サイバー攻撃関連通信数⁷⁾については、サイバー攻撃関連の通信数がどのくらいあるのか、正確に知ることはなかなか困難ではあるが、NICT⁸⁾「NICTER 観測レポート2021」を基に作成されたものによると、約5,180億パケット（前年比9.2%減）とする統計があり、2018年か

ら2021年までの3年間に2.4倍に増加している。コロナ禍でのWebの利用増加の中でサイバー攻撃が増加したようである。

国民のデジタル活用については、2021年にスマートフォンの個人保有割合は、国民の74.3%（前年差5ポイント増）に達したとされ、年齢階層別のインターネット利用率は、13歳から59歳の各階層で9割を超える利用率があり、60歳以降は年齢が上がるにつれ利用率は低下する傾向にある。

3 コミュニケーションツールの変化

固定電話の加入者数、公衆電話の設置台数は大幅な減少傾向にあり、携帯電話がコミュニケーションツールとなり、SNSの普及、文字や写真を用いるなどICTを用いた多様なコミュニケーションツールやサービスが普及している⁹⁾。

携帯電話の歴史を見ておくと、1979年に電電公社（現NTT）が第一世代アナログ自動車電話サービスを開始している。1985年には、ショルダー型端末が登場し、重量3kg、本体価格は、補償金20万円、月額基本使用料2万円強、通信料金1分100円と高価であった。ちなみにこの年、電電公社が民営化され、日本電信電話会社（NTT）として事業活動を開始している。日本移動通信は1988年に、DDIセルラーグループが1989年にそれぞれ事業活動を開始している。

1993年にはデジタルサービスが開始された。1994年には、端末売却制度が導入され、利用者による端末保有が可能となるなか1995年には、保有者は1000万人を突破し、急成長していることがわかる。

5) ネットワークインフラの高速化・大容量化が進化した。固定通信網によるFTTH（Fiber To The Homeとは光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込む方式）やLTE（LTEとは3G後に生まれたモバイルデバイス専用の通信規格で「Long Term Evolution」の略）が普及したが、データの通信速度は最大150Mbpsで当時は高速な回線であった。

6) 2021年度のNICTER統計による。過去50年間のデジタル経済の変遷をみると、インターネット、スマートフォンの普及・浸透、ICTサービス（SNSやシェアリングエコノミー等）が社会へ浸透した。

7) NICTERは、無差別サイバー攻撃の大局的な動向を把握することを目的としたサイバー攻撃観測・分析システムである。

8) NICTとは、国立研究開発法人情報通信研究機構で、情報通信分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関が行っている（<https://www.nict.go.jp/about/index.html>）。

9) 前掲・情報通信白書2頁。

4 インターネットの進展

インターネットは、米国防省による1967年のパケット通信方式のARPAnet (Advanced Research Projects Agency Network) が起源である。元々は、科学者同士の連絡ツールであり、その利便性から民間利用が開始され、その後、米国政府のNII構想 (National Information Infrastructure) により商用利用に開放されている。1990年代前半には、パソコン通信が現れ、利用者は1991年に約110万人、1996年には約573万人にまで膨らんでいる。しかし、この頃は、メール、フォーラム、チャットなどのテキストベースのサービスが中心であった。1985年には、通信市場が自由化された。長距離、地域、衛星、国際の各市場での新規参入が拡大した。2022年の総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算 (2021年11月分)¹⁰⁾」によるとトラフィック (ダウンロード) の推移は、2019年5月に12,086Gbpsであったものが、2021年11月には、23,650Gbpsと18ヶ月で約2倍になったとしている (情報通信白書29頁)。

同時に、違法有害情報に関する相談も増加し、2021年度に総務省の委託・運営による「違法・有害情報相談センター」受付相談件数は、6,329件、受付開始の2010年度と比較すると相談件数は約5倍になっている。相談件数上位5事業者は、Twitter、Google、Meta、5ちゃんねる、LINEである (情報通信白書56頁)。

SNSの利用状況¹¹⁾について見ておくと、月間アクティブユーザー数 (2022年1月時点) は、(a) Facebookが約29億1千万人、YouTube 約25億6千2百万人、(c) WhatsApp 約20億人 (d) Instagram 約14億7千8百万人であった¹²⁾。

2022年末のSNS利用者は、8270万人とされ、2022年4月のアンケート調査実施 (4046人) によると、LINE 79.5%、YouTube62.0%、Twitter55.9%、

Instagram52.9%、Facebook24.6%、TikTok19.7%、ニコニコ動画11.4%、Pinterest7.9%といった状況にある。LINEは、特定の利用者同士の利用であり閉じているといえるし、Youtubeは、作り手が限られていてプロ化している。後に取り上げるTwitter、Instagramは、社会に個人が匿名で発信しているがゆえに事件が起こりやすいのではないかとと思われる。

3 SNSの利用と著作権問題——どのような事件が起こっているか

(1) SNSにおいて他人の著作物の利用について問題となる著作権侵害としては、主として、他人の著作物をスキャニングしてパソコンに取込み、あるいは、ネット上の他人の著作物をSNS等で無断利用する事例が多く見られる。利用者の匿名性 (ハンドルネームといって利用者の氏名をネット上で活動するために仮名として利用されているため利用者が特定しにくい) が問題を複雑にしている。

著作権法に規定されている著作権は、著作者が享有する財産権として著作権法21条～28条 (複製権・上演権・演奏権・上映権・公衆送信権・送信可能化権・伝達権・口述権・展示権・頒布権・譲渡権・貸与権・翻訳権・編曲権・変形権・翻案権等)、人格権として著作権法18条～20条 (公表権・氏名表示権・同一性保持権) 及び113条11項 (みなし侵害としての名誉声望保持権) までの権利 (支分権) の集合体として構成されている (いわゆる「支分権の束」である)。

SNSにおける他人の著作物の利用については、利用する対象が「著作物」である場合に問題となる。著作権法上、著作物の著作者は、著作物を創作する者であり (2条1項2号)、著作者は、著作権及び著作者人格権を著作物の作成と同時に享有することに

10) <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/detagt010108.xlsx>

11) Statista (We Are Social; Hootsuite; DataReportal) のWebサイトによる。

12) SNS利用状況については、ICT総研 <https://ictr.co.jp/company/> を参照。

なる（17条1項）。

他人の著作物を無断でSNSへアップロードするためにスキャナーで著作物をパソコンに読み込む場合のように著作物を無断で複製（コピー）すれば、①複製権（21条）、②翻案権（27条）侵害が問題となり、インターネットで公衆送信すれば、③公衆送信権（送信可能化権を含む。23条1項）侵害が問題となり、利用の際に著作者の氏名を表示していなければ氏名表示権（19条1項）、意に反する改変をしていれば同一性保持権（20条1項）の侵害の成否が問題となる他、著作物の利用の態様によっては名誉声望保持権（113条11項）の侵害の成否が問題となるものと考えられる。

(2) 他人の著作物を利用する場合に新たに利用者が創作性を加えて別の著作物を作成することもある。たとえば、英語の本を日本語に直訳でなく工夫を凝らして翻訳したり、楽曲にアレンジを加えて編曲したり、漫画絵を基にぬいぐるみを作成して変形したり、小説から脚本を作成したり、あるいは映画を作成したり、あるいはパロディ作品を作成したりする場合であるが、コレラの行為を翻案行為といい、翻案権（27条）の侵害となることがある。翻案は、著作権法では二次的著作物を作成する行為であって、利用された原著作物の創作的な要素（本質的な特徴）が二次的著作物から直接的に感じ取ることができなければ侵害とはならない（「本質的特徴の直接感得性」ということがある）。

4 著作物の利用でなければ侵害とならない

(1) 著作物について著作権法は「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」（2条1項1号）と規定している。「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とは、著作物とはおよそこの

ような文化的な範疇に属するもので、文化的な所産をいうと理解しておけばよからう。

ネット上での著作物の利用について著作物とはいえないので著作権侵害は認められないとした判決がある。ライブドアという会社が2004年9月期年度の有価証券報告書に虚偽の記載があったとして証券取引法等に違反の罪で会社及び当時の取締役らが起訴されたものであったが、その裁判の傍聴記を無断で利用した者が著作権侵害に問われた事件が起こっている¹³⁾。

(2) X（原告・控訴人）は、東京地方裁判所で行われた被告人Aに対する証券取引法違反の第4回公判期日（平成18・9・12）における証人尋問を傍聴し、その内容の一部をまとめた裁判傍聴記（傍聴記1（約1800字）及び傍聴記2（約400字））をインターネットで公表した。Y（被告・被控訴人）は自身のブログ（Yahoo! ブログ・ライブドア被害者日記（本件ブログ記事1及び2））を掲載した。本件ブログ記事は極わずかな書き換えがある以外はX傍聴記とほぼ同一であった。XはYに対して、①プロバイダ責任制限法4条1項に基づき本件ブログ記事の発信者情報の開示を請求するとともに、②本件ブログ記事の削除を請求した（著112条2項）。

問題となった傍聴記の一部を示すと以下のような内容である。

[X傍聴記1]

原告がライブドア事件における検察側証人尋問の傍聴結果を記載したものである。

「(ア)『株式交換で20億円計上』ライブドア事件証人・〇〇〇〇氏への検察側による主尋問」との大項目が付されている。

(イ) 以下のとおり中項目が付されている。

●証人のパソコンのファイルについて

○ライブドアの平成16（2004）年9月期の最初の予算である

○各事業部や子会社の予算案から作成されている

13) ライブドア裁判傍聴記事件知財高判平成20・7・17判時2011号137頁、判タ1274号246頁。

- ・ライブドアファイナンスによる投資事業は含んでいない
- 「売上高は132億円／営業利益は22.7億円」で、最初の予算案だからアグレッシブだった
- 証人は、「売上高は100～110億円／営業利益は7～8億円」が妥当と感じていた
 - ・前年比増収増益で実現可能な数字だった
 - 経営陣の考えで、全事業の増収増益が求められた
- 減収減益だと、各事業部長や子会社社長の減給や降格もありえた
 - ・判断は、○○○○被告（ライブドア前社長）が行っていた
- 前年実績などから、予算案を現実的な数値に修正するのが証人の仕事であった
- 被告に予算案を報告したところ、容赦なかった
 - ・○○被告は、ライブドアファイナンスによる投資事業が含まれないことは知っていた
- ライブドアファイナンスによる投資事業の売上は、10億円が見込まれた
 - ・イーバンク銀行との提携による100億円規模のファンドの設立報酬や管理報酬などが大半だった

控訴審判決は、原判決と同様にX傍聴記の著作物性を否定して控訴を棄却している。

「証人が実際に証言した内容をXが聴取したとおりに記述したか、又は仮に要約したものであったとしてもごくありふれた方法で要約したものであるから、Xの個性が表れている部分はなく、創作性を認めることはできない。」

著作物とは、「創作的に表現したもの」であるが、判決では、「Xの個性が表れている部分はなく創作性をみとめることはできない」としている。証言内容のまとめ方は「ごくありふれた方法」であり、「表現方法に選択の余地が乏しく」創作性を欠くものとしている。

(3) 創作性については、国会議員の総選挙におい

て、当落予想をまとめるよう雑誌社から依頼を受けた評論家が全国130選挙区の立候補者の当落を予想して、○は当選圏内、△は当落線上より上、▲は当落線上より下とする一覧表を作成したところ雑誌社が一部を無断で変更して雑誌に掲載したために一覧表の著作物性が争われた事件で、一審判決と控訴審判決で判断が分かれたが、「創作的に表現したもの」とは、厳格な意味での独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、『思想又は感情』の外部的表現に著作者の『個性』が何らかの形で現われていれば足り」と判示している（当落予想表事件東京高判昭和62・2・19無体集19巻1号30頁）。創作性とは、何らかの形で「個性」が現れていることで足りるとしており、著作物の作成は、先人の文化的所産を基にして新たな知見を加えて作成されるため著作物全体が厳格な意味での「独創力」に貫かれている必要はない。「ありふれた表現」とは誰が行っても同じようなものになる表現のことで、「個性がなく」創作性がないと考えられている。「別の表現を選択する余地」（「表現の選択の幅」ということがある）がほとんどないともいえる。このような表現は保護されない。

創作性のない表現として「短い文章」が挙げられることがあるが、日本では、俳句や短歌があり、これらが著作物ではないという見解は存在しない。俳句や短歌を作るときには一定のルールがあり、その中で作者が工夫して作成されるため個性が認められるといえる。交通標語やスローガンの類いはケース毎に判断する必要があるが、創作性がないとされることもあろう。また、著作物の題号も短いものが多く著作物とはいえないものと考えられている。

美術の著作物や建築の著作物等における創作性については、美術家や建築家の「個性」のほかに著作物に「鑑賞することが目的となっているか」（鑑賞性があるか）、あるいは芸術的な要素としての芸術性や美術性といった「美的特性」を有しているか等の要素を必要とする裁判例もあるが、個性だけで判断すればよいとして結論を異にする裁判例もある。

5 ツイッター事件：他人の著作物の利用に伴う著作者人格権の侵害

(1) SNSの著作権侵害について、最近侵害事件が増え、書き込みをした実行行為者に関する情報の開示請求事件が頻繁に発生しているツイッター関連事件を参考に検討してみたい。

まず、ツイッターのしくみを概観しておく。ツイッターは、若者中心に人気のSNSであるが、企業のマーケティングにも使用されている。インターネットを利用して、ツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報ネットワークである。インラインリンクにより他人の著作物である写真の画像を含めて投稿することができ、ツイッターのアカウントのタイムラインに表示される画像は、表示の際にHTMLプログラム等により、位置や大きさなどが指定され、ツイッターに対するリツイートの際にも他人の著作物が自動的にタイムラインに表示されるが、丸くトリミングされるため元の写真の著作者名の表示が切除され、写真も改変されることになる。

(2) インラインリンクと著作権侵害の成否については、リツイート事件¹⁴⁾がある。ツイッターのアカウントのタイムラインに表示される画像には、元画像にある氏名表示がなされていないため氏名表示権の侵害が問題となり、元画像の上下がトリミングされているため意に反する改変がなされているとして同一性保持権侵害が問題となったものである。

第一審は、サーバから本件写真の画像データがスマホに送信されているのであって、スマホから送信されていないこと、すなわち、リツイーターが本件写真の画像データを送信していないので、リツイーターは複製権を侵害していないとし、画像ファイルの改変もないとし、リツイーターから公衆への本件

写真の提供・提示があるわけではないので氏名表示権侵害も成立しないし、伝達権侵害もないこと、また、リツイーターは、本件写真の画像ファイルを著作物として利用していないので、113条11項の名誉声望を害するみなし侵害もないとしている。

(3) しかしながら、控訴審は、自動公衆送信の主体は、受信者（ツイッターの利用者）からの求めに応じて、情報を自動的に送信できる状態を創り出す行為を行う者と解するとして、侵害の主体について判断したまねきTV事件最判平成23・1・18民集65巻1号121頁を引用し、本件写真は、データのみが送信されているので自動公衆送信の主体は画像保存URLの開設者であって、リツイーター者ではないとし、リツイート行為が自動公衆送信自体を容易にしたとはいえないから本件リツイーターらを帮助者と認めることはできないこと、すなわち、リツイーターらが著作物の拡散を手助けしたともいえないとする。氏名表示権の侵害については、アカウントのタイムラインに表示されている画像にはXの氏名は表示されていない。表示するためのHTML等のプログラムにより氏名は表示されなくなったのだからリツイート行為者らのリツイート行為により氏名表示権の侵害が成立するとしている。同一性保持権の侵害については、表示される画像はHTML等のプログラムにより位置や大きさ等が指定されたためにタイムラインに表示されている画像になったのだからリツイーター者らが同一性保持権を侵害しているとしているが、この点はもっとも問題となる点である。

(4) 上告審では、同一性保持権侵害は受理されず、氏名表示権侵害のみについて判断し、ツイッター社の上告を棄却し氏名表示権の侵害を認めている。最高裁判決は、本件リツイーターがリツイートにより著作物を利用していなくても本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末画面上に著作物を表示する

14) 〔第一審〕東京地判平成28・9・15判時2382号41頁。〔控訴審〕知財高判平成30・4・25判時2382号24頁。〔上告審〕最判令和2・7・21民集74巻4号1407頁。

ことは著作権法19条1項の「著作物の公衆への……提示」に当たること、本件の写真画像には著作権者が表示されていたが本件各リツイートによる送信によって本件表示画像がトリミングされたため氏名表示がなされなくなったものであり（ツイッターのシステムの使用によるものとしつつ）、本件各リツイート者がこのことを認識しているか否かに拘わらずシステムを利用してリツイートを行い「客観的に」リツイート行為により上記の状況が「現実生ずるに至ったことは明らかである」とし、氏名表示は本件表示画像をクリックすれば本件元画像を見ることができ氏名表示を見ることができ、閲覧ユーザーが通常クリックするような事情もないとして氏名表示権侵害を認めている。この判決には、戸倉三郎判事の補足意見の他、林景一判事の反対意見が付されている。

(5) 反対意見は、①トリミングによる改変及び氏名表示部分の不表示はツイッターのシステム仕様（仕組み）によるものであって、こうした事態が生ずるような画像表示の仕方を決定したのはツイッター社（上告人）であること、②リツイート者は元ツイートに掲載された画像を削除したり、表示の仕方を変更したりする余地がないこと、③著作権者人格権の侵害が問題となるのは著作者に無断で画像が掲載される場合であるが、無断アップロードしたのは本件各リツイート者ではなく本件元ツイートを掲載した者であることから本件各リツイート者を著作権侵害の主体であるとは評価できないこと、④SNSは重要な社会インフラとなっており、SNSによる発信や拡散には社会的責任が伴うが、画像そのものが「法的、社会的に不適切」（わいせつ画像や誹謗中傷画像など）であれば最初の投稿（元ツイート）の段階で削除されるべきであるが、元ツイート画像

自体は通常人には拡散が不適切であるとみえないから、わいせつ画像とは「趣を異にする問題」であること、⑤多数意見や原審の判断では、ツイートの主題とは無縁の付随的な画像を含めリツイート者が、「その出所や著作者の同意等について逐一調査、確認しなければならないことになる」ことなどを理由に挙げている。ツイッターのシステム仕様（仕組み）によるものであることからするとリツイート者の侵害主体性を問うことは難しいのではないかと考える。リツイート者を侵害の主体と評価することはできないであろう¹⁵⁾。④のごとく、規制すべき画像の種類によって、また、SNSの社会的インフラとしての重要性を考慮して判断している点でも反対意見の方が妥当であると思われる。

最高裁は、同一性保持権について判断していないが、ツイッターのシステム仕様（仕組み）によるものであることからすると、そもそも同一性保持権侵害を問題にすべきではないし、改変を認めるとしても「やむを得ないと認められる改変」として違法性を阻却すべきである。

学説は、インラインリンクについて、侵害を否定する見解¹⁶⁾と侵害を肯定する見解¹⁷⁾に分かれているが、時間的なこともあり詳細な検討は別の機会に譲り、ここでは触れないこととする。

6 まとめにかえて

SNSは、人が自己の「思い」を発信するツールとして、また、災害時における現状の把握や通信手段としても有用な社会インフラである。しかしながら、SNS利用の際に何気なく他人の著作物をコピーしてしまったり、リンクを張ってしまったり、画像の片隅に他人著作物が「写り込む」こともある。

15) 堀江亜以子・ジュリ1531号263頁

16) 中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、★）251頁、佐藤恵太「インターネット利用に特有の諸技術と知的財産法」ジュリ1182号46頁、佐野信「インターネットと著作権」牧野利秋＝飯村敏明編『新・裁判実務大系（22）著作権関係訴訟法』456頁、大須賀寛之「インターネットをめぐる著作権侵害について」牧野利秋ほか編『知的財産法の理論と実務（4）』293頁。

17) 角田政芳＝辰巳直彦『知的財産法〔第8版〕』476-477頁、宮下佳之「サイバー・スペースにおける著作権問題について」コピライト439号10頁、作花文雄『詳解著作権法〔第5版〕』665頁。

これらについて発信者の操作行為により著作物が改変されると意図せず侵害になる可能性も否定できないから、他人の著作物を利用するには自由利用できる場合を知ることが重要であるが、侵害行為が、SNSのシステム仕様（仕組み）によるものである場合には、違法性を阻却するべきであろう。

著作物の利用における侵害の成否の判断は難しい場合が多いであろうが、他人の著作物を「無断で利用しない」こと、何よりも著作者の「思い」に寄り添うことが大切であると考えている。著作物を豊富化し、文化の発展という著作権法の目的（著作権法1条）につながることにしよう。